

青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

国の「公衆浴場における衛生等管理要領」が一部改正（令和2年12月10日通知）され、男女の混浴制限年齢の目安が「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げられた。

要領改正の趣旨を踏まえ、公衆浴場法の規定により、公衆浴場の営業者が講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置基準を定めている「青森市公衆浴場法施行条例」（平成24年12月25日条例第88号）を改正するものである。

・「公衆浴場における衛生等管理要領」

公衆浴場における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により公衆浴場における衛生等の向上及び確保を目的として国が定めた管理指針

・上記要領の改正理由

「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果や、パブリックコメントの結果等を踏まえたことによる

2 改正内容

「青森市公衆浴場法施行条例」に規定する衛生及び風紀に必要な措置の基準中の遵守事項において、男女を混浴させない年齢を「10歳以上」から「7歳以上」に改正するものである。

3 施行期日

令和4年10月1日

4 参考

公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表 抜粋

改正後	改正前
I・II（略） III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 1～8（略） 9 入浴者に対する制限 (1) おおむね <u>7歳以上</u> の男女を混浴させないこと。 (2)～(4)（略） 以下、略	I・II（略） III 衛生管理 第1 一般公衆浴場 1～8（略） 9 入浴者に対する制限 (1) おおむね <u>10歳以上</u> の男女を混浴させないこと。 (2)～(4)（略） 以下、略

新旧対照表

青森市公衆浴場法施行条例

改正後			改正前		
別表第一（第四条関係）			別表第一（第四条関係）		
番号	区分	措置の基準	番号	区分	措置の基準
八	遵守 事項	イ～ヲ [略] ワ <u>七歳以上</u> の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。 カ～ヨ [略]	八	遵守 事項	イ～ヲ [略] ワ <u>十歳以上</u> の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。 カ～ヨ [略]
別表第二（第五条関係）			別表第二（第五条関係）		
対象施設等	区分	措置の基準	対象施設等	区分	措置の基準
一 第二条第 二号イから チまでに掲 げるその他 の公衆浴場	遵守 事項	イ～ヌ [略] ル <u>七歳以上</u> の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。 ヲ [略]	一 第二条第 二号イから チまでに掲 げるその他 の公衆浴場	遵守 事項	イ～ヌ [略] ル <u>十歳以上</u> の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。 ヲ [略]